

## 第1回青森県最低賃金専門部会議事録

1 日時 令和3年7月21日(水) 10時28分～11時27分

2 場所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】公益委員 飛鳥委員、石岡委員、森委員

労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、野坂委員

使用者委員 小笠原委員、田中委員、藤井委員

【事務局】 橋本労働基準部長、吉田賃金室長、小枝室長補佐、長尾厚生労働事務官

4 内容

室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただ今より第1回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されておりますことを報告いたします。

また、本日の専門部会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、3名の方から傍聴の申し込みがなされ、本日傍聴されていることを報告いたします。

なお、本日は第1回目の専門部会ですので、「部会長」と「部会長代理」を選出することとなります。選出されるまでの進行を、事務局が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

賃金室長 賃金室の吉田でございます。今日は暑い中、ご苦勞様でございます。

部会長、部会長代理が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

皆様を、7月16日付けをもちまして専門部会の委員に任命させていただきました。

専門部会委員の「辞令」につきましては、誠に失礼ながら、皆様の席に置かせていただきましたので、これをもちまして交付に代えさせていただきます。

委員名簿につきましては、会議次第の後についております資料の1ページに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

本日の専門部会は、第1回目の会議ですので、主として「部会長及び部会長代理の選任」を行うこと。二つ目として、諮問に伴う関係労使の意見聴取の公示をしたところ、意見書の提出及び意見陳述の申し出がございましたので、その「意見聴取」をすること。

この2つのために開催をいたします。

それでは、開会に当たりまして、橋本労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

基準部長 橋本でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、また、労働基準行政の推進に、格別のご理解と御協力を賜っておりますことに深く御礼を申し上げます。

先ほど、賃金室の室長より申し上げました通り、本日、1回目の専門部会でございます。実質的な改正に向けた金額審議を行っていただくものでございます。

事務局として、円滑な審議に努めてまいりたいと思っておりますので、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、中央最低賃金審議会でございますけれども、ご案内の通り、今月16日に目安答申がございまして、全国一律同額の時間額28円の引き上げの目安が提示されたところでございます。

答申の詳細につきましては、今月27日に予定してございます第2回目の本審議会において伝達をする予定でございます。

今年、青森の地方最低賃金審議会におきましては、中賃より示されました目安も参考にさせていただきつつ、また、現在、審議資料とすべく事務局で集計作業を行っております県内の労働者の賃金分布状況の実態調査の結果を提示させていただきましますので、そういったものも参考にさせていただきながら青森県内の雇用情勢、あるいは経済情勢、こういったものを勘案した適正な最低賃金について調査審議をお願いしたく存じます。

また、この場を借りて、事務局よりお詫びを申し上げさせていただきたい点がございまして。中央最低賃金審議会の中でも、目安の小委員会におきまして、提出された資料で令和3年の賃金改定状況調査結果がございまして。こちらについて、集計誤りがあることが判明したところでございまして。それを契機に、再点検をした結果、その前年の令和2年の調査結果におきましても同様の集計誤りがございました。詳細につきましては、本日後程、担当より説明をさせますけれども調査結果を訂正することになりましたことにつきまして深くお詫びを申し上げます。

本日、専門部会の委員の皆様方には、大変お忙しい中、お暑い中、ご審議について今日をきっかけにまた大変ご苦勞をおかけするわけでございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

わたくしからは以上でございます。

賃金室長 続きます。専門部会の「部会長」と「部会長代理」の選出に入らせていただきます。

「最低賃金法第25条第4項」の規定によりまして、本審議会と同様に「部会長」及び「部会長代理」は公益委員の中から選出することとされております。

事務局といたしましては、石岡委員に部会長を、森委員に部会長代理をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

( 委員から、「異議なし」の声 )

賃金室長 ありがとうございます。「異議なし」の声がございましたので、部会長に石岡委員、部会長代理に森委員が選出されました。よろしくお願いいたします。

それでは、以後の議事進行は石岡部会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします

石岡部会長 それでは、部会長を授かりましたので、よろしくお願いいたします。議事に入りますけれども、最初に議事録署名者を指名いたします。労働者代

表委員からは秋田谷委員、使用者代表委員からは小笠原委員にお願いしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

それでは、本日は、議題の1ですけれども意見陳述です。

青森県労働組合総連合様から意見陳述の申し出がありましたので、意見を聴くことにしたいと思ひます。

陳述人の方を席に案内していただけますか。

賃金室長 陳述書につきましては、資料についてございます。名簿の次からになりますのでご覧いただきたいと思ひます。

( 陳述人が着席 )

石岡部会長 それでは、最初に自己紹介をお願いします。

陳述人 青森県地域一般労働組合「ひだまりユニオン」の執行委員長をしております、鎌田と申します。

石岡部会長 分かりました。事務局からお伝えしていると思ひますけれども時間は10分程度で、提出していただいている陳述書がございますので、これに沿って述べていただくということをお願いいたします。

それでは、鎌田さんから意見の陳述をお願いいたします。

陳述人 それでは、読み上げます。

陳述書、2021年7月21日青森県地域一般労働組合執行委員長、鎌田貞孝。

わたくしは、青森県内で一人でも加入できる地域一般労組「ひだまり」の委員長をしております。私たち「ひだまり」には、中小企業で働く仲間、臨時・パートで働く仲間が結集しています。今、コロナ禍のなかでしわ寄せが低賃金でも働かざるを得ない非正規の労働者に集中しています。

会社側の都合により労働者を休業させた場合には、休業させた所定労働日について、平均賃金の6割以上の手当、休業手当が支払われますが、平均賃金の計算方法には、大きな矛盾があります。計算式等は下の囲みのところに書いておりますが、最低賃金で法定労働時間働いた者が1か月の休業をさせられた場合、1か月の給与の総支給額は、133,224円です。その6割が休業手当として保証されるわけですが、平均賃金を算出する際、暦の日数で収入を割っているため、実際には総支給額の4割程度の36,184円が休業手当として補償されます。とても生活ができるような金額ではありません。

私たち全労連は、2015年から継続して全国の24都道府県で最低生計費の調査を実施しています。最低生計費の試算は、マーケット・バスケット方式で、生活に必要なものを一つ一つ、皿1枚、肌着1枚まで積み上げて算出しており、非常に具体的で分かりやすいものになっております。

青森市の最低生計費試算調査について、別紙「最低生計費試算調査・総括表」を見ていただきたいのですが、北海道の次に青森がありますけれども、年額2

59万円、月額21万6千円、時給に直しますと、1,441円が自立できる最低の賃金ということになります。

次に、図2のグラフの説明でありますけれども、最低賃金の市区の比較をした折れ線グラフともう一つは、最低生計費の各市区を比較した折れ線グラフが書かれてありますが、二つの折れ線グラフの違いを説明いたしますと、最低生計費は、最高額と最低額との格差は、ほぼ10%以内に収まっています。「最低生計費試算調査・総括表」を見ていただければ、なぜこのようになるのか分かるのですが、特徴的な部分を申しますと、自動車を必要とする地方と必要のない都市部、高い家賃の都市部と安い家賃の地方が相殺されて同水準の生計費となっているものと見ることができます。それに対して、最低賃金のグラフのほうでは22%の開きがあります。なぜ、こういう開きがあるかという、AからDという根拠のないランク分けが原因であると考えます。

この調査により、現行の最低賃金制度の問題点が2点明らかになりました、1つは週40時間働いても普通に暮らすには程遠い低い賃金に抑えられていること。2つには全国どこでも最低生計費には大きな差異はないのに、最低賃金に大きな格差があるということです。

一方、中央最低賃金審議会は、地方最低賃金の改定審議に向け、何を基準にしているかという、標準生計費を資料として用いています。2020年4月の標準生計費は、1人世帯で110,610円です。青森県の審議会でも同様に標準生計費を審議の資料としていますが、青森市の標準生計費は、105,390円となっています。ちなみに、東京都の標準生計費は、126,390円です。これを比較していきますと、東京都の標準生計費を100とした場合、青森では、83.1ということになりますので、標準生計費のほうは、私たちが実施した生活費調査と比べると乖離があるということです。

全国一律の最低賃金にするべき根拠は、ここにもあると考えます。

2018年、全国知事会は、東京一極集中是正のための緊急提言をし、抜本的対策を講ずるよう強く求めました。さらに、2019年には、全国知事会は全国一律の最低賃金実現を前年に引き続き要請し、ランク制度が地域間の格差を拡大しているとして、廃止すべきとしています。コロナ禍で東京一極集中に変化が出ているとの報道もありますが、人口の地方からの流出を止め、地方への定着を進めるためには、賃金格差を是正する最低賃金の引き上げが決定的に重要だと考えます。

3月の経済財政諮問会議で菅首相は、東京と地方の一極集中に変化が見えることなどから、「地方への人の流れが増えていくためにも最低賃金の引き上げが必要」として、「最低賃金をより早期に全国平均1千円を目指す」と発言しました。また、同諮問会議の有識者議員である柳川範之東大教授は「最賃が低い地方で最賃の引き上げによって雇用が増えるところが出てきた。コロナを契機に人の流れが地方に増えている。地域の雇用創造や産業振興が起きないと定着しないのでその取り組みを求める」と発言しています。さらに、その他に同会議の竹森慶広大教授ら4名の有識者議員の連名で、東京から地方への人の流れを作るために、地方の最低賃金のボトムアップを提唱しております。

「雇用を守るのか」「賃金を上げるべきか」の二律背反の議論がありますが、私たちはどちらも可能にすべきだと考えております。そのためには中小企業の雇

用を確保するための具体的支援が必要です。「大幅に引き上げたら企業が倒産し失業者が増える」という言説が独り歩きしていますが、実際は最低賃金が引き上げて失業者が増えたところはありません。韓国が2019年の大幅な引き上げで一時、失業者が増えたことがありましたが、年間を通して例年並みの失業率に戻り、経済成長は4%を超え、労働者の所得を増やしました。

昨年12月に閣議決定された21年度予算とその後の補正予算で中小企業・小規模事業者への助成金として608億円の予算が計上されました。一方、韓国の中小企業向け人件費支援として、9800億円の予算です。桁が違います。世界では最低賃金の引き上げと中小企業の支援がセットで行われているのが常識であると考えます。

企業努力、とりわけ中小企業が独自の努力だけで最低賃金の引き上げに応えることは厳しいと考えます。中小企業支援策を拡充すれば、安心して最賃を引き上げて雇用を守ることができると考えます。

今、求められていることは、生活できないほどの低水準な最低賃金の引き上げ、安心して暮らせる賃金の保証だと思います。

以上です。

石岡部会長      ありがとうございました。  
                  ただ今のご意見に対して、委員の方々から何か質問等はございませんか。

赤間委員        参考までに聞きたいんですけども、このケースで休業申請をした方はどのくらいいらっしゃるんですか。もし知っていれば、臨時・パートで働いている方の業種なども教えていただきたいです。

陳述人            コロナの対策の一つとして、持続化給付金があるのですが、企業としてはそちらを使ったほうが企業の負担する部分がないので、圧倒的にそちらの休業補償を使っています。

赤間委員        分かりました。

石岡部会長      私からもお聞きしたいんですけども、この1ページ目に書いてある計算。実質4割になってしまうという話なんですけれども、こういう計算でやっている会社があるということなんです。

陳述人            これが普通に行われている方法だと思います。

石岡部会長      これが普通に行われているんですか。

陳述人            いわゆる貰っている給料の6割だと一般的には言われておりますけれども、法的にはこの計算方法が示されております。ですから、漠然と給料の6割が休業手当だと思っている方が多いかと思いますが、実際の計算方法はこういうふうに

なっております。

石岡部会長 法律的にこういう計算が正しいとされているんですか。

陳述人 そうです。インターネットなどにもそういう情報が書かれています。

石岡部会長 計算としてはおかしいですよ。暦日で割って1日当たりの平均賃金を出すというのは解雇予告手当とかを計算する場合にはそういう計算をするんですけども、解雇予告手当は30日分を出しますから、そういう場合は働かない日を含めた暦日で割って1日当たりの計算をしますけれども、実際に働いている日数を出すのに暦日で割ったら、それは下がるのは当たり前ですからおかしいですよ。

陳述人 なので、このやり方が法律で定めたやり方だということになっていることに我々も信じられないような気持ちでいます。いわゆる、6割、休業手当をもらうためには3か月間休まずに働かないといけないわけです。

石岡部会長 今、この場でこの計算が法律的に正しいかどうかというのは言えないけれども、感覚的にはおかしいですよ。

陳述人 しかも、社労士の方々がインターネットにこの計算方法のことを掲載しています。企業に、休業手当で払う金額は給料の6割ではないという警告を出しているんです。

基準部長 事務局でございますけれども、平均賃金の算出については、今、陳述人からお話がありました通り、暦日で割るということで、労働基準法の第12条で計算の算式が示されております。休業手当はこの平均賃金の6割以上を支払うということ、労働基準法という刑罰法規を基に義務付けていることとなります。ただ、民法上は、使用者の責めに帰すべき休業の場合は、危険負担として全額使用者側が負担するという民法上の定めはあるわけですが、労基法だと刑罰で強制するという点で最低限の平均賃金の6割ということを義務付けています。ですので、法律の違反に問われない最低限の休業手当の計算をしているケースは、それはそれであるんだろうと考えます。

あと、暦日の数で割るのですが、稼働日数に6割をかけるとか、別の計算方法と天秤にかけて高いほうをとるなど、比較によって高いほうをとるという計算方法も労基法の第12条では定めがありますので、そこは精緻にみていかないとわからない部分ではあるのですが、概ね平均賃金の6割という点では労基法の定めにある内容ということ間違いはないということになります。

石岡部会長 刑罰で強制している部分と民法上の労働者に請求権がある範囲があるというにはズレがあるということかもしれないですね。ここで、法律的に議論しても仕方がないので、分かりました。

ほかに何かご質問等はございませんか。

( 委員から、特になし )

石岡部会長     それでは、以上で、意見聴取を終わります。鎌田さん、どうもありがとうございました。  
お疲れ様でした。

陳述人           失礼します。

石岡部会長     それでは、議題の2番目ですけれども、青森地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規定の改定について。事務局から説明をお願いします。

賃金室長       はい。資料ナンバー3、11ページをご覧ください。  
今回ご提案させていただくのは第6条の改正になります。  
内容としては、先の審議会でも審議いただきました、議事録の署名の廃止についてでございます。専門部会の運営規程につきましても同様の改正を行うことといたしたい、というものでございます。規程の9条により、この規程を改正する場合には、専門部会の議決が必要ということになっていることから、今回議題として提案させていただくものでございます。  
なお、署名を廃止することに伴います、議事録の確認につきましては、本審議会と同様に、議事録が作成され次第、専門部会の委員の皆様にもメールで送付をさせていただきますということにさせていただきますというふうに思います。  
また、今回の専門部会におきまして、冒頭、部会長から署名者を指名いただいたところでございますけれども、今回、規程の改正が承認いただけましたら、当専門部会の議事録についても署名はいただかないことにさせていただきますということになります。  
説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

石岡部会長     ということで、議事録の署名を廃止するということですが、この規定の改正について何かご意見はございますか。

( 委員から、「異議なし」の声 )

石岡部会長     それでは、事務局案の通り、運営規定を改正することにしたいと思います。

石岡部会長     それでは、次に「その他」ということで、事務局から資料の説明をお願いします。

賃金室長       はい、資料の説明をさせていただきます。

お配りしました資料には、本体資料と、別冊がございますが、別冊のものは、7月1日に開催されました中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会の資料、それと7月7日に開催されました第3回目安小委員会の資料になります。

なお、部長挨拶にもございました通り、中賃の目安につきましては、ご存じのとおり、すでに16日に答申が出されております。この答申内容についての資料につきましては、7月27日午後3時から開催する第2回本審議会で伝達させていただきますので、ご了承願います。

まず、会議次第の次についている資料でございますが、今の規約の改正の次、13ページからの資料4が青森県における生活保護と最低賃金の比較についての資料でございます。

13ページが結果の概要、14から15ページが詳細部分ということでございまして、生活保護費の最新のデータ、これが令和元年度のデータでございますが、これの生活保護費と最低賃金を比較し、乖離額を算出したというものでございます。

13ページをご覧くださいますと、生活保護の月額が95,957円。これに対しまして、最低賃金の月額は112,176円。比較ですが、時間額換算で114円、最低賃金が上回っているということになります。

この114円の差ですが、令和元年度データに基づく乖離額でありまして、令和2年度は青森県は3円の最賃引上げがございましたので、結果、現状では最低賃金の方が117円上回っており、乖離はないという状況でございます。

最低賃金法第9条におきましては、最低賃金は3つの決定基準、労働者の生計費、労働者の賃金、企業の賃金支払能力。これを総合的に勘案するということになっております。さらに、「生計費」を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、とされているところです。そこで、毎年、このような形で最低賃金と生活保護費の比較を行って、乖離がないか確認をしているというものでございます。

続きまして、16ページ、資料ナンバー5でございますが、春季賃上げ妥結状況でございます。上段が全国の状況、下段が青森県の状況でございます。青森県の状況を見ますと、連合青森様の集計では加重平均で1.98%、青森県経営者協会様の集計では単純平均で1.55%ということになってございます。

次の17ページが都道府県人事委員会が公表している、都市別の標準生計費です。次のページは「青森市の世帯人員数別標準生計費」になります。詳しい説明は省略させていただきます。

資料ナンバー8でございますが、これは労働局が発表しております「新型コロナウイルス感染症の影響による青森県内の動き」でございまして、21ページに解雇等の状況、22ページに助成金等の状況、23ページにはコロナに関する労災の決定状況等が掲載をされております。

資料ナンバー9が、青森県の新型コロナウイルスの感染動向です。資料作成時の状況ですと、陽性患者の方は2554名ということでございます。

資料10、25ページからですが、これが4月に実施された青森県景気ウォッチャー調査特別調査となっております。次の26ページをご覧くださいますと、県全体の動向ということで「非常に影響があった」との回答が59.6%と最も多く、「どちらかといえば影響があった」の回答と合わせると93.9%となっ

たということでございます。ただ、「非常に影響があった」という回答は、7月を底に徐々に少なくなってきておりますが、「影響がなかった」という回答が増えたわけではなくてですね、「どちらかといえば影響があった」の回答が増えていくということで、相変わらず「影響があった」という回答が多いということでございます。

次に、別冊資料についてご説明させていただきます。

2冊ありますけれども、最初に厚めの資料のほうです。第2回目安に関する小委員会配付の資料でございます。資料ナンバー1でございますが、これが今年の賃金改定状況調査結果でございます。これにつきましては、部長挨拶にもございましたが、誤りがあったということで後ほどまた別に説明をさせていただきたいと思っております。

資料2でございますが、生活保護と最低賃金の資料でございます。先ほど説明させていただきました生活保護費と最賃の比較関係の資料、これの全国版ということでございます。こちらの2Pをご覧になっていただきますと、令和2年の最賃を「含んだもの」と「含んでいないもの」ということで、2段になっておりますけれども、見ていただければわかりますが、全国すべての都道府県におきまして最低賃金が生活保護費を上回っているということでございます。ただ、これは例年同様ですけれども、Dランクのところで見ると、青森県は生活保護費が少し高い傾向にあります。

次の中賃資料ナンバー3ですが、これは未満率、影響率の推移でございます。未満率・影響率の定義については下の注のところがございます通りでございます。未満率とは、最低賃金額を改正する前に最低賃金額を下回っている労働者割合、ざっくり言えば、今の時点で法律に引っかかっている可能性が高いという方の割合でございます。影響率とは、最低賃金額を改正後の最低賃金額を下回ることになる方の割合ということで、最賃が上がりますと、今の給料を上げないと違反になってしまう方の割合ということになります。これを見ますと、未満率は、違反の率なので中長期的に見ても変動がないです。ただ、影響率につきましては、年々上昇している傾向がございます。このことは、引き上げ額が大きくなっているということもございますけれども、最低賃金改定の及ぼす影響力が大きくなってきているということで、セーフティーネットとしての役割がより高まっているというふうにもいえるのではないかと思います。ただ、去年は最賃の引き上げ額がなかったところもあり、影響率は少し小さくなっております。全体の影響率は、2年度の計のところですが、4.7%。青森が属するDランクの影響率は6.9%ということになってございます。

次のページは、昨年度の都道府県ごとの未満率と影響率のグラフでございます。最初のものが最低賃金に関する基礎調査から出したもの。二つ目のほうが賃金構造基本統計調査の集計によるものでございます。右端に全国平均がございますが、基礎調査の影響率が4.7%でございます。賃構調査の影響率は2.5%ということで、賃金構造基本統計調査から出た影響率のほうが低いということになります。これは、基礎調査の調査対象が、賃構調査と比べますと、賃金の低い労働者が多いと考えられる業種と規模に特化している調査であることから、こういう状況になっていると考えられます。青森県を見ますと、右端から4つ目になりますけれども、両方の調査とも、全国一高い影響率ということでございます。一般

に、影響率というのは、最低賃金が沢山引き上がると当然高くなる傾向があるということです。青森県は昨年3円とは言いながら、全国で一番上がったということもあって、全国一高い影響率になったということもあるのかなと思いますけれども、例年、青森県の影響率というのは全国的に見ても高いところにあるということではございます。

なお、今年の「最低賃金の基礎調査結果」につきましては、只今、集計中でございますので、来週の第2回本審には資料として用意できるというふうに考えております。

次に中賃資料の4でございますが、これは都道府県別の賃金分布の資料になります。

各都道府県の賃金分布について、「一般労働者」、「短時間労働者」、「両者の計」の3つに分けてグラフ化されているもので、賃金構造基本統計調査から出ているグラフになります。この中の、短時間労働者、一般的にはパートさんです。これについて、見ていきたいと思っております。

資料ナンバー4の下のほうにページが打ってありますけれども、これの27ページからが、短時間労働者のグラフになります。並び順としては、経済諸指標の総合指数の順ということで、ランクをつける順番になります。東京から沖縄まで並んでいるということではございます。

初めに、東京を見ていただきますと、(A)と書いてありますが、これはランクの話です。左にある縦軸が人数、横軸が時間当たりの賃金額ということでございます。これは、昨年の賃金構造基本統計調査、令和2年6月現在の時の最低賃金、令和元年に改定された最低賃金額が表示されているということになります。東京では、1,013円、ここにピークが来ております。これまでは、大都市圏というのは最低賃金額より少し高い、かつ、切りのいい額のところにピークが来るような傾向があったわけですが、近年、最低賃金がかかなり高くなってきたということもあるのか、Aランクの都府県でも最賃額にピークが来ているようなところも見られます。

青森県が含まれるDランクは36ページの福島から先になります。この年は、福島が798円だった以外は15県は790円で横並びであったという年でございます。ピークを見ますと790円の最賃額のところにピークがある県と800円のところにピークがある県と、鳥取だけは850円ところがピークとなっています。青森県を見ますと、39ページでございますが、790円のところにピークがあるということです。

青森県を見ますと、790円の次に高いところは1,000円、次が800円のところになりますけれども、ただ、800円と1,000円の労働者は4,000人ほどですが、790円の労働者は8,000人となっており、青森は他のDランクの県と比べましても最賃額ぴったりの労働者が多いという状況です。

次の資料5については、経済指標の動向ですので、説明は省略をさせていただきます。

その次に、委員からの追加要望資料ということで、第1回の目安小委員会において要望のあったものが37ページまであります。初任給の推移でありますとか、パートタイム労働者の求人当りの募集賃金等、例年付いている資料と10ページからコロナ影響下の経営意識調査等も入ってございます。申し訳ありませんが、

説明は省略をさせていただきたいと思いますので、後ほどでも確認していただければと思います。

続きまして、第3回目安小委員会の資料をご覧ください。先ほど、後ほど説明させていただきたいということで、お話をさせていただきました賃金改定状況調査結果の訂正についてということでございます。第2回の目安小委員会に資料として提出した後、集計誤りが認められたために、7月7日の第3回の小委員会で訂正の説明が行われております。

誤りの原因につきましては、この資料の1番最後のページになりますけれども、令和元年までと令和2年3年が左右になっておりますけれども、令和元年までは、その他のサービス業ということで、産業分類の大分類のL、N、Rを一括りにして集計していました。それを令和2年からL、N、Rそれぞれごとに結果を出しましょうということになったわけですが、それを並び替えた時に、サンプル労働者を並び替える時は、アルファベット順に並べています。サンプル労働者から母集団数、抽出調査なので復元しなければいけないため、サンプル労働者の数に復元率をかけて戻すわけですが、その母集団労働者数の並びは、元年までのE、I、M、Pの後にそのまま、L、N、Rをつけてしまったことによって、本来参照すべき母集団とは別な業種の母集団の数を基に復元をしたために誤りが生じた、ということでございます。

訂正された調査結果ですが、この資料のページを戻りまして、3枚目に訂正後と書いた第4表①というのがございます。これをご覧くださいなのですが、Dランクの賃金上昇率は0.3%ということで、昨年の0.8%から下がっているということになります。全体の賃金上昇率につきましては、昨年の1.2%から0.4%に下がっているということでございます。

ここで、昨年の調査結果にも誤りがあったということから、昨年の4表も参考にし、審議していただきました昨年の青森県最低賃金の審議についての影響につきまして、ご審議いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

石岡部会長      ということでございまして、昨年の審議会、専門部会において、賃金を決めるにあたって、令和2年の賃金改定状況調査結果は当然参考にしたわけですが、その数値に誤りがあったということでございます。この調査結果の誤りによって、去年の答申自体に影響があったのか、誤りがあったのかということが問題になるわけですが、何かこの点についてご意見はございませんか。

小笠原委員      意見ということで発言させていただきます。最賃の大事な資料でございます第4表に誤りがありまして、訂正されたということは大変遺憾なことだと思っております。今後は誤りのないように正確なものにしていただければと思います。

以上です。

石岡部会長      誤りがないようには、もちろんしていかなければいけないわけですが、昨年の審議結果について訂正する必要があるとか、そのことによって影響があっ

たとか、その点についてはどんなご意見がありますか。

秋田谷委員 昨年の審議を思い浮かべますと、去年は「4表」、これはコロナ禍の影響を受ける前の表だということであまり参考にできない数字だというふうにお話していたと思いますので、4表だけを参考資料としていたのかというと、そのほかの資料も使った中での審議の結果だったと解釈をしておりますので、間違いは本来、あってはならないことではありますけれども、去年の結果については修正する必要はないのかなと考えております。

石岡部会長 ほかのご意見はございませんか。

( 委員から、「特になし」の声 )

石岡部会長 わたくしの印象について申し上げたいと思うのですが、確かに最低賃金の引き上げ額につきましては、賃金改定状況調査結果の特に第4表というものを参考にするわけですが、先ほどのお話にもありましたように、最低賃金の引き上げ額というのは特定の指標によって、自動的に決まってくるものではないと思っております。例年のことですが、賃金改定状況調査結果以外にも、最低賃金に関する基礎調査ですとか、各種賃上げの結果ですとか、諸々のデータを踏まえて総合的に考えて、労使双方皆様のご意見を踏まえて審議をして決めていることだと理解しております。ですので、確かに重要なデータではありますので、これが間違っていたというのは問題なんですけれども、だからと言って、全体的な議論がおかしな方向に歪められてしまった、ということではないと考えております。そのようなことで、今回の件に関しては、理解していただくということによろしいでしょうか。

( 委員から、「異議なし」の声 )

石岡部会長 それでは、昨年の賃金改定状況調査結果に誤りはございましたけれども、当専門部会といたしましては、そのことで昨年の答申に影響が出ることはないということを確認したということにしてよろしいでしょうか。

( 委員から、「異議なし」の声 )

石岡部会長 それでは、とういうことで昨年の状況調査の誤りは昨年の当審議会の答申には影響はないということを確認したということにいたします。

事務局は、来る27日の本審議会においても本件について説明をしていただけますか。

賃金室長 ありがとうございます。ご迷惑をおかけしましたことを改めまして深くお詫び申し上げますとともに、只今、ご確認いただきました内容につきましては、本

審議会におきまして改めて報告をさせていただくことといたします。  
本当に申し訳ございませんでした。

石岡部会長 他に何か事務局のほうからありますか。

賃金室長 一点、産別の日程についてでございます。委員の皆様から日程確認表の提出をいただきまして、現在、日程を調整中でございます。来週の本審議会におきまして事務局案を出来れば提示させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。  
以上でございます。

赤間委員 「案」という形で聞いたんですけれども、14日の各種商品小売業のところの意見聴取、ここがやはり難しいと。13日だといいいんですけれども。

賃金室長 そこは後で、もう一度日程を確認させていただきます。  
小笠原委員のほうも検討小委員会のところの日程が動く可能性があるということをお含みいただきたいと思います。  
そのことについてはまた個別に連絡させていただきます。  
当然、検討小委員会なので皆さんに影響が出てくる可能性があるので、双方が都合のいい日時を改めて検討したいというふうに思います。  
場合によっては、27日に間に合わないかもしれませんが、その場合は改めてお伝えするというにしたいと思います。

石岡部会長 その他、何かございますか。

( 委員から、「特になし」の声 )

石岡部会長 それでは、本日の専門部会はこれで終了にしたいと思います。  
どうもお疲れ様でした。